

令和8年5月27日

福井市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業所 各位  
福井市地域包括支援センター 各位

福井市地域包括ケア推進課長  
(公印省略)

### 福井市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について(通知)

平素より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和8年6月1日より、福井市介護予防・日常生活支援総合事業の報酬を下記のとおり改定します。  
つきましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

#### 【訪問型予防給付相当サービス】

(1)基本報酬

1単位:7級地単価10.21円

		改定前		改定後		
頻度		利用回数/月	回	月	回	月
標準的な内容の場合	週1回程度	1~4回	287単位	-	変更なし	
		5回	-	1,176単位		
	週2回程度	1~8回	287単位	-		
		9回	-	2,349単位		
	週2回超	1~12回	287単位	-		
		13~14回	-	3,727単位		
生活援助が中心の場合 (20分以上45分未満)			179単位	-		
生活援助が中心の場合 (45分以上)			220単位	-		
短時間の身体介護の場合 (20分未満)			163単位	-		

~ 1月につき、3,727単位の範囲内で所定単位数を算定する。

、 単身世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等が家事を行うことが困難である者に対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これ受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

## (2)加算・減算

項目	改定前	改定後	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%減算	変更なし	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%減算		
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の減算	所定単位数の10%減算		
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合の減算	所定単位数の15%減算		
同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合の減算	所定単位数の12%減算		
特別地域加算	所定単位数の15%		
中山間地等小規模事業所加算	所定単位数の10%		
中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の5%		
初回加算	200単位/月		
生活機能向上連携加算( )	100単位/月		
生活機能向上連携加算( )	200単位/月		
口腔連携強化加算	50単位/月		
介護職員等処遇改善加算( )	<b>所定単位数の24.5%</b>		<b>令和8年5月まで適用</b>
<b>介護職員等処遇改善加算( )イ</b>	二		<b>所定単位数の27.0%</b>
<b>介護職員等処遇改善加算( )ロ</b>	二	<b>所定単位数の28.7%</b>	
介護職員等処遇改善加算( )	<b>所定単位数の22.4%</b>	<b>令和8年5月まで適用</b>	
<b>介護職員等処遇改善加算( )イ</b>	二	<b>所定単位数の24.9%</b>	
<b>介護職員等処遇改善加算( )ロ</b>	二	<b>所定単位数の26.6%</b>	
介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の18.2%	<b>所定単位数の20.7%</b>	
介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の14.5%	<b>所定単位数の17.0%</b>	

【訪問型基準緩和(A型)サービス】

(1) 基本報酬

1 単位:7 級地単価 10.21 円

		改定前		改定後	
頻度	利用回数/月	回	月	回	月
週 1 回程度	1~4 回	241 単位	-	変更なし	
	5 回	-	987 単位		
週 2 回程度	1~8 回	241 単位	-		
	9 回	-	1,972 単位		
週 2 回超	1~12 回	241 単位	-		
	13~14 回	-	3,129 単位		

(2) 加算・減算

項目	改定前	改定後
高齢者虐待防止措置未実施減算	- (実施しない)	変更なし
業務継続計画未策定減算	- (実施しない)	
同一建物減算	- (実施しない)	
特別地域加算	基本報酬の 15%	
中山間地等小規模事業所加算	基本報酬の 10%	
中山間地等居住者へのサービス提供加算	基本報酬の 5%	
初回加算	200 単位/月	
介護職員等処遇改善加算( )	基本報酬の 18.2%	基本報酬の 20.7%
介護職員等処遇改善加算( )	基本報酬の 14.5%	基本報酬の 17.0%

【通所型予防給付相当サービス】

(1) 基本報酬

1単位: 7級地単価 10.14 円

		改定前		改定後	
対象者・頻度	利用回数/月	回	月	回	月
要支援1・ 事業対象者 (週1回程度)	1~4回	436単位	-	変更なし	
	5回	-	1,798単位		
要支援2・ 事業対象 (週2回程度)	1~8回	447単位	-		
	9回	-	3,621単位		

(2) 加算・減算

項目	改定前		改定後	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%減算		変更なし	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%減算			
中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の5%			
同一建物等居住者に係る減算	要支援1相当	月1回利用		- 94 単位
		月2回利用		- 188 単位
		月3回利用		- 282 単位
		月4~5回利用		- 376 単位
	要支援2相当	月1回利用		- 94 単位
		月2回利用		- 188 単位
		月3回利用		- 282 単位
		月4回利用		- 376 単位
		月5回利用		- 470 単位
		月6回利用		- 564 単位
		月7回利用		- 658 単位
		月8~9回利用		- 752 単位
	事業所が送迎を行わない場合	(片道につき) - 47 単位		
	定員超過・人員欠如による減算割合	基本報酬の70%		
生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月			
若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月			
栄養アセスメント加算	50 単位/月			
栄養改善加算	200 単位/月			
口腔機能向上加算( )	150 単位/月			
口腔機能向上加算( )	160 単位/月			
一体的サービス提供加算	480 単位/月			
サービス提供体制加算( )	要支援1相当	88 単位		
	要支援2相当	176 単位		
サービス提供体制加算( )	要支援1相当	72 単位		
	要支援2相当	144 単位		
サービス提供体制加算( )	要支援1相当	24 単位		
	要支援2相当	48 単位		

生活機能向上連携加算( )	100 単位/月	変更なし	
生活機能向上連携加算( )	200 単位/月		
口腔・栄養スクリーニング加算( )	20 単位/回		
口腔・栄養スクリーニング加算( )	5 単位/回		
科学的介護推進体制加算	40 単位/月		
介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の 9.2%	令和8年5月まで適用	
<u>介護職員等処遇改善加算( )イ</u>	-	定員 19人以上	所定単位数の 11.1%
		定員 19人未満	所定単位数の 11.7%
<u>介護職員等処遇改善加算( )ロ</u>	-	定員 19人以上	所定単位数の 12.0%
		定員 19人未満	所定単位数の 12.7%
介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の 9.0%	令和8年5月まで適用	
<u>介護職員等処遇改善加算( )イ</u>	-	定員 19人以上	所定単位数の 10.9%
		定員 19人未満	所定単位数の 11.5%
<u>介護職員等処遇改善加算( )ロ</u>	-	定員 19人以上	所定単位数の 11.8%
		定員 19人未満	所定単位数の 12.5%
<u>介護職員等処遇改善加算( )</u>	所定単位数の 8.0%	定員 19人以上	所定単位数の 9.9%
		定員 19人未満	所定単位数の 10.5%
<u>介護職員等処遇改善加算( )</u>	所定単位数の 6.4%	定員 19人以上	所定単位数の 8.3%
		定員 19人未満	所定単位数の 8.9%

通所介護事業所に併設して通所型予防給付相当サービスを運営する事業所の介護職員等処遇改善加算の算定は、通所介護事業所の定員数を当該加算の定員として算定する。

## 【通所型基準緩和(A型)サービス】

### (1) 基本報酬

1単位:7級地単価 10.14 円

		改定前		改定後	
対象者・頻度	利用回数/月	回	月	回	月
要支援1・ 事業対象者 (週1回程度)	1~4回	372単位	-	変更なし	
	5回	-	1,535単位		
要支援2・ 事業対象者 (週2回程度)	1~8回	381単位	-		
	9回	-	3,092単位		

### (2) 加算・減算

項目	改定前	改定後	
高齢者虐待防止措置未実施減算	- (実施しない)	変更なし	
業務継続計画未策定減算	- (実施しない)		
中山間地等居住者へのサービス提供加算	基本報酬の 5%		
同一建物等居住者に係る減算	- (実施しない)		
事業所が送迎を行わない場合	- (実施しない)		
定員超過・人員欠如による減算割合	基本報酬の 70%		
介護職員等処遇改善加算 ( )	基本報酬の 8.0%	定員 19人以上	所定単位数の 9.9%
		定員 19人未満	所定単位数の 10.5%
介護職員等処遇改善加算 ( )	基本報酬の 6.4%	定員 19人以上	所定単位数の 8.3%
		定員 19人未満	所定単位数の 8.9%

通所介護事業所に併設して通所型基準緩和(A型)サービスを運営する事業所の介護職員等処遇改善加算の算定は、通所介護事業所の定員数を当該加算の定員として算定する。

**【短期集中予防(C型)サービス】**

(1) 基本報酬

1単位: 7級地単価 10.14 円

項目	改定前	改定後
短期集中予防サービス費・通所(運動器機能)送迎込み	458 単位	変更なし
短期集中予防サービス費・訪問(運動器機能) (理学療法士、作業療法士が実施する場合)	417 単位	
短期集中予防サービス費・訪問(口腔機能) (歯科衛生士、言語聴覚士が実施する場合)	371 単位	
短期集中予防サービス費・訪問(栄養改善) (管理栄養士が実施する場合)	371 単位	

(2) 加算・減算

項目	改定前	改定後
口腔機能向上プログラム加算	150 単位	変更なし
栄養改善プログラム加算	150 単位	
訪問・歯科・言語同行加算	150 単位	
訪問・栄養同行加算	150 単位	

**【介護予防ケアマネジメント】**

(1) 基本報酬

項目	改定前	改定後
介護予防ケアマネジメント	442 単位	変更なし
介護予防ケアマネジメント	375 単位	
介護予防ケアマネジメント	292 単位	

(2) 加算・減算

項目	改定前	改定後
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1%減算	変更なし
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1%減算	
介護予防ケア初回加算	300 単位	
介護予防ケア委託連携加算	300 単位	
<u>介護職員等処遇改善加算</u>	-	<u>所定単位数の 2.1%</u>